

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

(農業協同組合中央会の特例)

第九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条（存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更）に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条（組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例）の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

別表第一 課税物件表（第一条～第五条、第七条、第十二条関係）

番号 二十	課 税 物 件		
	物 件 名	定 義	課税標準及び税率
一 省 略	省 略	省 略	非課税物件
二 省 略	省 略	省 略	非課税物件

別表第二 非課税法人の表（第五条、附則第九条の二関係）

省 略	名 称	根 拠 法
省 略	名 称	根 拠 法

別表第一 課税物件表（第二条～第五条、第七条、第十二条、第十三条関係）

番号 二十	課 税 物 件		
	物 件 名	定 義	課税標準及び税率
一 同 上	同 上	同 上	非課税物件
二 同 上	同 上	同 上	非課税物件

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

同 上	名 称	根 拠 法
同 上	名 称	根 拠 法

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	省 略	作 成 者
独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十 五条第一項第一号から第四号まで、第 五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心 市街地の活性化に関する法律(平成十 年法律第九十二号)第三十九条第一項 の規定による特定の地域における施設 の整備等の業務に限る。)、第九号(中 小企業等経営強化法(平成十一年法 律第十八号)第七十二条第一項の規定 による特定の地域における工場又は事 業場の整備、出資等の業務に限る。) 、第十二号、第十四号、第十八号並び に第十九号(業務の範囲)に掲げる業 務並びに独立行政法人中小企業基盤整 備機構法第十五条第二項の業務(同項 第七号に掲げる業務を除く。)並びに 同法附則第八条(旧織維法に係る業務 の特例)、第八条の二第一項(旧新事 業創出促進法に係る業務の特例)及び 第八条の四第一項(旧特定産業集積活 性化法に係る業務の特例)の業務に関 する文書	独立行政法人中小企業基盤 整備機構 独立行政法人中小企業基盤 整備機構	省 略

文 書 名	同 上	作 成 者
独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十 五条第一項第一号から第四号まで、第 五号ロ及びハ、第六号、第八号(中心 市街地の活性化に関する法律(平成十 年法律第九十二号)第三十九条第一項 の規定による特定の地域における施設 の整備等の業務に限る。)、第九号(中 小企業等経営強化法(平成十一年法 律第十八号)第五十四条第一項の規定 による特定の地域における工場又は事 業場の整備、出資等の業務に限る。) 、第十二号、第十四号、第十八号並び に第十九号(業務の範囲)に掲げる業 務並びに独立行政法人中小企業基盤整 備機構法第十五条第二項の業務(同項 第七号に掲げる業務を除く。)並びに 同法附則第八条(旧織維法に係る業務 の特例)、第八条の二第一項(旧新事 業創出促進法に係る業務の特例)及び 第八条の四第一項(旧特定産業集積活 性化法に係る業務の特例)の業務に関 する文書	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上